

農業所得を申告する皆さんへ
(税務課)

農業所得については今年分(平成18年分)の申告から、経費目安割合(農業収入から所得を計算する際の目安)がなくなり、収入の大小にかかわらず、すべて収支計算によって申告者ご自身で計算して申告していただくこととなります。販売を行わず、自家消費のみでも同様ですのでご注意ください。

計算方法
収入金額ー必要経費＝所得金額

通帳からの引落としては経費の内容が分からないことがありますので、必ず領収書や販売証明書などを受け取ってください。また、道の駅ごか農作物直売所に出荷販売している方は、農協からの清算書(販売伝票)を保存しておいてください。

お問い合わせ
税務課(内線252)



第3子就学祝金を給付しました
(住民課)

少子化対策の一環として、平成11年度に就学祝金基金制度を創設しました。

この制度は、第3子目以上の子を養育し、居住(住民登録)している方へ就学前年に祝金を給付するものです。

今年度は11月1日に17名の方に給付しました。

健やかな成長を願っています。

お問い合わせ
住民課(内線231)

国保税を滞納すると「資格証明書」等になります
(住民課)

国保税の滞納者対策として、通常の被保険者証に代えて、「被保険者資格証明書」や「短期被保険者証」などの交付が義務付けられています。

これは国保税を一定期間滞納した場合や、納税相談に応じなかつた世帯主に対し、特別の事情がある場合を除いて、被保険者証の返還を求め、「被保険者資格証明書」を交付するものです。「被保険者資格証明書」を提示して医療機関で受診すると、保険診療は受けられますが、医療費の全額を支払い、国保税を納付

した後に7割分が国保から償還払いされます。

また、毎年3月末において現年分に滞納があると、通常の被保険者証より検認(有効)期間が短い「短期被保険者証」が交付されることとなります。

国民健康保険は、加入者全員の相互扶助で成り立っている社会保険制度であり、その財源となる国保税の収納確保は、制度を維持していくうえで、また加入者間の公平を図るうえで重要なことです。国保税の納め忘れがないように気をつけましょう。

お問い合わせ
住民課(内線300)

さしま斎場年末年始の休業について
(住民課)

年末年始におけるさしま斎場の休業日は次のとおりです。

休業日
【火葬場】
1月1日(月)・2日(火)

【告別式場】
12月31日(日)の通夜での利用から1月2日(火)まで。

霊安室の使用については、12月30日(土)まで使用できますが、12月31日(日)に火葬する遺体までとなります。

火葬場・告別式場・霊安室とも
に1月3日(水)より使用できます。

お問い合わせ
住民課(内線231)

住民課窓口業務の休業について
(住民課)

12月23日と30日の土曜窓口業務については休業させていただきます。

日直の業務については、従来どおり戸籍届出の受付を行っています。

お問い合わせ
住民課(内線231)

ふれあいハート教室について
(保健課)

こころの病を持つ方のためにデイケア(ふれあいハート教室)を実施しています。

病院に通院しながら家庭で過ごしている方、レクリエーションやスポーツなどを通じて仲間と楽しい時間を過ごしませんか。

教室については、本人・家族等気軽にお問い合わせください。

日時
12月7日(木)・21日(木)

平成19年1月11日(木)

午前9時30分から11時まで

場所 保健センター
お問い合わせ
保健センター ☎(84)1910



**がんばります
この街がすきだから**

花のデパート
ぷ～花 ぷ～花

五霞町元栗橋1903
五霞町消防署前
TEL 0280-80-0808